

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における 第一種特定化学物質の取扱について

○ 第一種特定化学物質の特性

- 難分解性（自然的作用による化学的変化を生じにくい）
- 高蓄積性（生物の体内に蓄積されやすい）
- 長期毒性（継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある又は高次捕食動物の生態・生育に支障を及ぼすおそれがある）

○ 第一種特定化学物質(政令指定)

- 1 ポリ塩化ビフェニル
- 2 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)
- 3 ヘキサクロロベンゼン
- 4 アルドリン
- 5 ディルドリン
- 6 エンドリン
- 7 DDT
- 8 クロルデン類
- 9 ビス(トリブチルスズ)＝オキシド(TBTO)
- 10 N・N'－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN・N'－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン
- 11 ニ・四・六－トリ－ターシャリーブチルフェノール
- 12 トキサフェン
- 13 マイレックス
- 14 ジコホル
- 15 ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン

○ 第一種特定化学物質に対する規制措置

1. 製造・輸入の許可制（法第6条～第12条）
（経済産業大臣による許可）
2. 使用製品の輸入禁止（法第13条）
政令で定める製品について輸入禁止
3. 使用の規制（法第14条、第15条）
閉鎖系のごく限られた用途以外禁止
4. 指定に伴う回収等の措置命令（法第22条、第32条）

(参考)

規制措置 の内容	条文	規 制 内 容
製造及び輸 入の許可	第六条 第七条 第十条 第十一条 第八条 第九条 第十二条	<p>(製造)</p> <p>第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、事業所毎に許可を受けなければならない。</p> <p>また、製造設備の構造及び能力を変更しようとするときも許可が必要である。</p> <p>(輸入)</p> <p>第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、その輸入数量等を明らかにした上で許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>第一種特定化学物質の製造又は輸入に係る許可に際しては、製造又は輸入を行おうとする者に係る欠格条項の規定の他、製造能力又は輸入数量が当該第一種特定化学物質の需要からみて過大ではないこと、製造設備が技術上の基準に適合したものであること等が必要。</p> <p>さらに、許可製造業者が許可を受けた後、その構造設備が技術上の基準に適合しないものと認められた場合には、設備の修理、改善等を命ずることができる。</p>
製品の輸入 の制限	第十三条	海外において第一種特定化学物質が使用されている製品があり、それが輸入される可能性がある場合には、原則として、その製品を政令指定して輸入を禁止する。
使用の制限	第十四条 第十五条	<p>他の物による代替が困難であり、かつ当該製品の用途が主として一般消費者の生活用ではない場合として特に政令において定める用途以外には第一種特定化学物質を使用してはならない(試験研究のための使用は除く。)</p> <p>第一種特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ第一種特定化学物質の名称、用途等を届け出なければならない(試験研究のための使用は除く。)</p>
措置命令	第二十二条 第三十二条	<p>第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造者、輸入者又は使用者に対し、当該化学物質や製品の回収を図ること等、環境汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>第一種特定化学物質の許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者に対し、業務に関する報告をさせることができる。</p>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における 第一種監視化学物質の取扱について

○ 第一種監視化学物質の特性

難分解性（自然的作用による化学的変化を生じにくい）

高蓄積性（生物の体内に蓄積されやすい）

長期毒性が明らかでない（継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある又は高次捕食動物の生態・生育に支障を及ぼすおそれがあるかどうか明らかでない）

○ 第一種監視化学物質（告示指定）

- 1 酸化水銀（Ⅱ）
- 2 1-tert-ブチル-3,5-ジメチル-2,4,6-トリニトロベンゼン
- 3 シクロドデカ-1,5,9-トリエン
- 4 シクロドデカン
- 5 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン
- 6 1,1-ビス（tert-ブチルジオキシ）-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン
- 7 テトラフェニルスズ
- 8 1,3,5-トリブロモ-2-（2,3-ジブロモ-2-メチルプロポキシ）ベンゼン
- 9 O-（2,4-ジクロロフェニル）=O-エチル=フェニルホスホノチオアート
- 10 1,3,5-トリ-tert-ブチルベンゼン
- 11 ポリブロモビフェニル（臭素数が2から5のものに限る。）
- 12 ジペンテンダイマー又はその水素添加物
- 13 2-イソプロピルビスシクロ [4. 4. 0] デカン又は3-イソプロピルビスシクロ [4. 4. 0] デカン
- 14 2,6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール
- 15 ジイソプロピルナフタレン
- 16 トリイソプロピルナフタレン
- 17 2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
- 18 2,4-ジ-tert-ブチル-6-（5-クロロ-2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）フェノール
- 19 塩素化パラフィン（C11、塩素数7～12）
- 20 ジエチルビフェニル
- 21 水素化テルフェニル
- 22 ジベンジルトルエン

○ 第一種監視化学物質に対する規制措置

1. 製造・輸入量の届出制（法第5条の3）
2. 必要な場合の有害性の調査の指示（法第5条の4）

（参考）

製造数量等の届出	5条の3	第一種監視化学物質を製造し、又は輸入した者は、第一種監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量等を届け出なければならない（ただし、試験研究用を除く。）
有害性の調査指示	5条の4	第一種監視化学物質につき、第一種特定化学物質に該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であって、製造・輸入・使用等の状況からみて、当該第一種監視化学物質が第一種特定化学物質に該当するものであるとすれば、当該第一種監視化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがあると見込まれるため、第一種特定化学物質に該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至ったときは、製造者又は輸入者に対し、有害性の調査を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

第一種監視化学物質に係る評価等スキームの概要

